

平成25年度

嘉麻市人事行政の運営等の状況の公表

嘉麻市総合政策部人事秘書課

嘉麻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、次のとおり公表します。

1 職員の採用・退職及び職員数の状況

(1) 採用者数及び退職者数の状況（平成24年度退職者数及び平成25年度採用者数）

（単位：人）

区 分	退職者数				採用者数		
	定年	勸奨	その他	合計	大学卒	短大・高校卒	合計
一般職員	6	5	4	15	6	3	9
技能労務職員	3			3			
合 計	9	5	4	18	6	3	9

- (注) 1 技能労務職員とは、自動車運転手、調理員、用務員等をいいます。
 2 退職者数の「その他」とは、自己都合、死亡、免職等による退職です。
 3 職員の再任用並びに再任用の任期満了及び任期更新を除いています。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（単位：人）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		H25.4.1	H24.4.1			
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	0	
		総 務	80	79	1	防災対策強化等による増
		税 務	22	23	-1	業務見直しによる減
		民 生	119	120	-1	退職者不補充等による減
		衛 生	33	34	-1	業務見直しによる減
		労 働	0	0	0	
		農林水産	21	20	1	災害復旧対応等による増
		商 工	6	8	-2	業務見直しによる減
		土 木	38	39	-1	業務見直しによる減
		計	324	328	-4	〈参考〉 人口 10,000 人当たり職員数 76.38 人 (類似団体の人口 10,000 人当たり職員数 71.57 人)
	教育部門	65	66	-1	業務見直しによる減	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	389	394	-5	〈参考〉 人口 10,000 人当たり職員数 91.70 人 (類似団体の人口 10,000 人当たり職員数 94.00 人)	
公営企 業等会 計部門	水 道	20	21	-1	業務見直しによる減	
	国保・介護	21	22	-1	後期高齢者医療広域連合職員派遣期間満了による減	
	小 計	41	43	-2		
合 計		430 [510]	437 [510]	-7	人口 10,000 人当たり職員数 101.37 人	

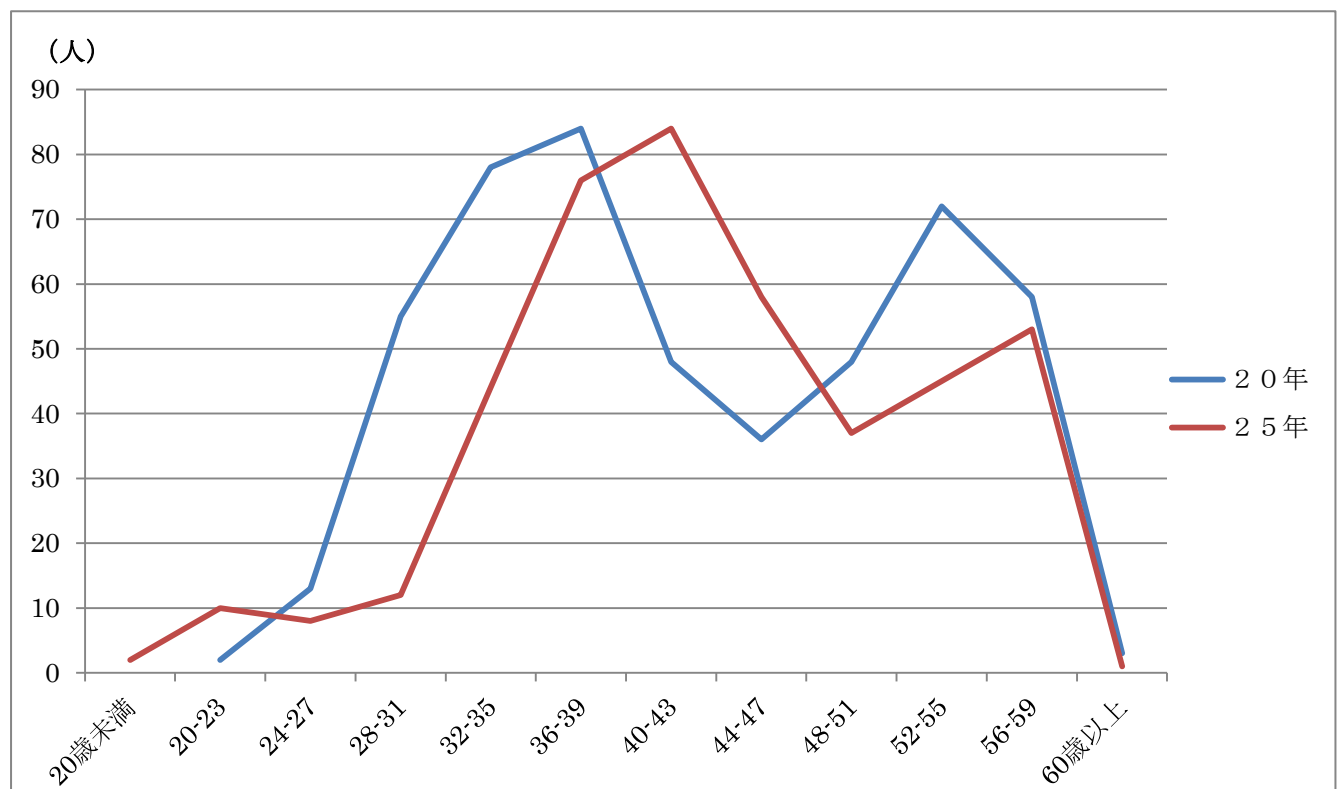
- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(3) 職員数の推移

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)	
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年		
一般行政	377	371	360	341	328	324	-53	-14.1%
教育	74	73	69	71	66	65	-9	-12.2%
消防	0	0	0	0	0	0	0	0%
普通会計	451	444	429	412	394	389	-62	-13.7%
公営企業等会計	46	46	44	44	43	41	-5	-10.9%
総合計	497	490	473	456	437	430	-67	-13.5%

(4) 年齢別職員構成の状況

平成25年4月1日現在



(単位：人)

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	合計
職員数	2	10	8	12	44	76	84	58	37	45	53	1	430

2 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の 人件費率
24年度	42,419人	25,648,964千円	331,608千円	3,580,093千円	14.0%	14.8%

(注) 1 普通会計とは、一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計を合算したものです。

2 人件費には、特別職に支給される給与、報酬等を含みます。

② 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平 均1人当 り給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	391人	1,577,812千円	213,231千円	565,891千円	2,356,934千円	6,027千円	5,703千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費を含み、職員数には当該職員は含んでいません。

③ 特記事項

(給与減額の状況)

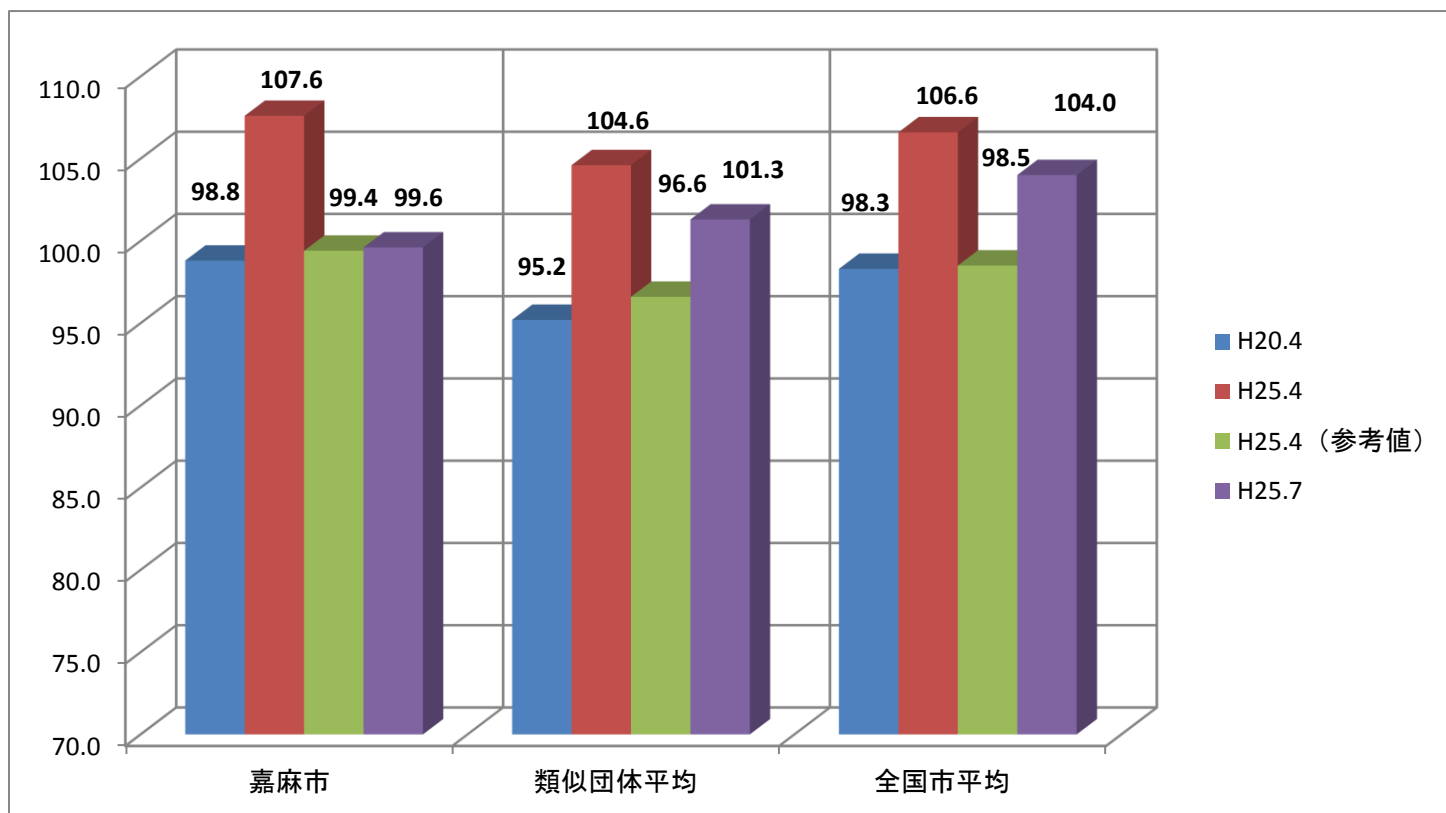
国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施（実施期間：平成25年7月1日～平成26年3月31日）	—
抑制済又は減額措置の内容	
<p>(給料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 嘉麻市一般職の職員の給与に関する条例に定める給料表適用者 <ul style="list-style-type: none"> ○ 1級から2級在級者 給料月額の4%を減額 ○ 3級から6級在級者 給料月額7%を減額 ○ 7級在級者 給料月額9%を減額 ■ 嘉麻市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する規則に定める給料表適用者 <ul style="list-style-type: none"> ○ 1級から3級在級者 給料月額4%を減額 ○ 4級から5級在級者 給料月額7%を減額 ■ ラスパイレス指数の状況 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年4月1日現在 指数 107.6 参考値 99.4 ※ 参考値とは、国家公務員の給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。 ○ 平成25年7月1日現在 指数 99.6 	

(その他：市の厳しい財政状況等を考慮した給与抑制措置)

○ 課長職以上で、55歳以上の職員の給料月額及び期末勤勉手当について1.5%の抑制措置を行っています。

○ 職員手当のうち、管理職手当について20%の抑制措置を行っています。

④ ラスパイレス指数の状況（平成25年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

○ 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
嘉麻市	43.1 歳	333,731 円	386,765 円	355,196 円
福岡県	43.1 歳	338,907 円	424,212 円	376,262 円
国	43.1 歳	307,220 円 (332,446 円)	— 円	376,257 円 (405,463 円)
類似団体	42.8 歳	322,051 円	372,860 円	347,747 円

○ 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
嘉麻市	48.5 歳	336,747 円	362,035 円	351,356 円
うち学校給食職員	49.6 歳	351,905 円	371,041 円	362,910 円
うち清掃職員	47.3 歳	320,892 円	360,983 円	343,900 円
うち用務員	44.1 歳	316,100 円	344,034 円	334,267 円
福岡県	53.2 歳	338,581 円	387,555 円	367,075 円
国	49.9 歳	272,119 円 (286,850 円)	— 円	309,534 円 (325,400 円)
類似団体	49.3 歳	309,919 円	334,443 円	322,272 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当を除いたもの)で算出しています。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の()内は、給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値(減額前)です。

② 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		嘉 麻 市	福 岡 県	国
一般行政職	大学卒	161,600 円	178,800 円	163,987 円 (172,200 円)
	高校卒	140,100 円	144,500 円	133,418 円 (140,100 円)
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,500 円	— 円
	中学卒	125,400 円	125,400 円	— 円

- (注) 国家公務員欄における()内は、給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値(減額前)です。

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

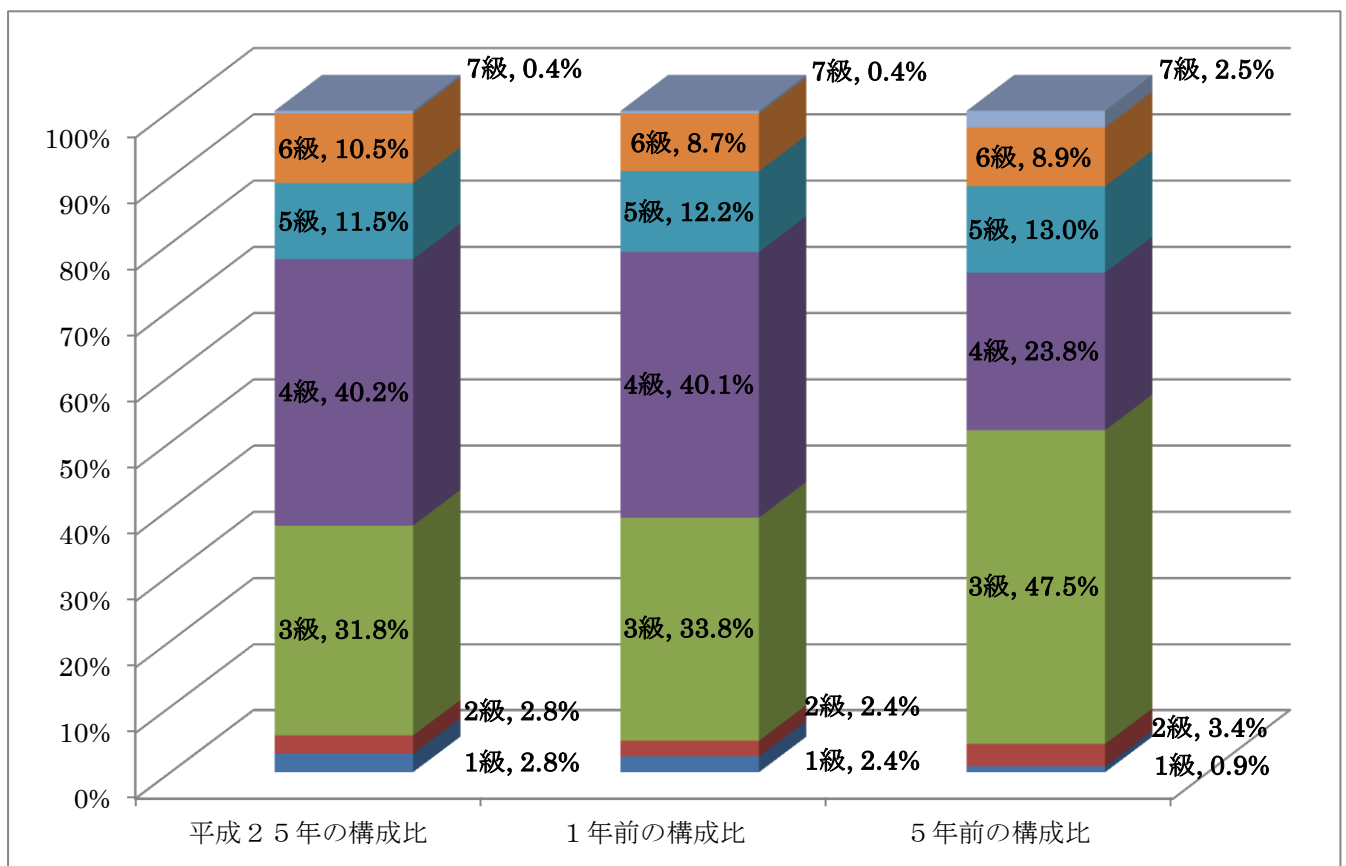
区 分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	263,889 円	357,233 円	372,950 円	394,900 円
	高校卒	— 円	313,143 円	359,133 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	289,150 円	331,250 円	331,200 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

- (注) 経験年数は、国家公務員と同じ「経験年数換算表」で算定したもので、単なる在職年数ではありません。

(3) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	8人	2.8%	135,600円	243,700円
2級	主任主事	8人	2.8%	185,800円	307,800円
3級	主任	91人	31.8%	222,900円	354,700円
4級	係長、主査	115人	40.2%	261,900円	395,800円
5級	課長補佐、室長補佐、統括係長	33人	11.5%	289,200円	411,000円
6級	課長、室長、参事、局長	30人	10.5%	320,600円	430,400円
7級	部長、福祉事務所長、次長	1人	0.4%	366,200円	456,200円

- (注) 1 嘉麻市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

嘉麻市		福岡県		国	
1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,442千円		1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,647千円		—	
平成24年度支給割合 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分		平成24年度支給割合 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分		平成24年度支給割合 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%		加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当(平成25年4月1日現在)

嘉麻市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算	
1人当たり 平均支給額	24,106千円	26,447千円			

③ 地域手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		0円	
支給対象		支給率	支給対象職員数
一般職の職員の給与に関する法律第11条の3に定める地域に在勤する職員		10%	0人
			国の制度(支給率)
			10%

④ 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		0千円	
手当の種類		2	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績(平成24年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険手当	感染症患者及び周辺の消毒に従事する職員	0千円	1件当たり 500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人取扱作業職員	0千円	1件当たり 3,000円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	100,638千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	257千円
支給実績(平成23年度決算)	95,473千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	217千円

⑥ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 13,000円 2. 配偶者以外 1人につき 6,500円 (配偶者がいない場合はそのうち1人について11,000円) 3. 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同		46,444千円	236,959円
住居手当	1. 借家、借間居住者 27,000円を限度に支給 2. 持家居住者 2,500円 新築等の日から5年を経過する間に限る	異	持家居住者への支給	23,685千円	199,034円
通勤手当	1. 交通機関利用者 運賃相当額 最高55,000円 2. 交通用具使用者 片道2km以上 2,000円 ～最高24,500円	同		22,671千円	67,074円
管理職手当	1. 部長 給料月額×100分の12 2. 次長 給料月額×100分の11 3. 課長級 給料月額×100分の10 4. 課長補佐及び室長補佐 給料月額×100分の8 平成19年4月から、それぞれ20%減額	異	定率制 (国は定額制)	19,125千円	354,167円
管理職員特別勤務手当	勤務1回につき 1. 部長級 8,000円 2. 課長級 6,000円 3. 課長補佐級 4,000円	同		668千円	12,370円

(5) 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	765,000円 (850,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副市長	619,200円 (688,000円)	989,000円/259,000円 816,000円/483,000円	
報酬	議長	391,000円	545,000円/230,000円	
	副議長	348,000円	474,000円/200,000円	
	議員	329,000円	450,000円/180,000円	
期末手当	市長 副市長	(平成24年度支給割合) 2.95月分 (役職加算 20%)		
	議長 副議長 議員	(平成24年度支給割合) 2.95月分 (役職加算 20%)		
退職手当	市長	(算定方式) 765,000円×在職月数/12×510/100	(1期の手当額) 15,606,000円	(支給時期) 任期满了時(任期毎)
	副市長	619,200円×在職月数/12×300/100	7,430,400円	任期满了時(任期毎)

(注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業（水道事業）職員の状況

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成 23 年度の総 費用に占める職 員給与費比率
24 年度	585,093 千円	56,500 千円	163,184 千円	27.9%	29.6%

区分	職員数 A	給与費				1 人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 1 人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24 年度	20 人	82,960 千円	8,629 千円	30,360 千円	121,949 千円	6,097 千円	6,258 千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成 24 年 3 月 31 日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
嘉 麻 市	42.4 歳	322,629 円	467,675 円
市町村平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員手当の状況

○ 期末・勤勉手当

嘉麻市	市町村平均
1 人当たり平均支給額（平成 24 年度） 1,518 千円	1 人当たり平均支給額（平成 24 年度） 1,476 千円
平成 24 年度支給割合 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	

- (注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 退職手当（平成25年4月1日現在）

嘉 麻 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算			その他の加算		
措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算	
1人当たり			1人当たり		
平均支給額	0千円	0千円	平均支給額	0千円	0千円

○ 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）			0円
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

○ 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）		0千円
手当の種類		2
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	感染症患者及び周辺の消毒に従事する職員	1件当たり 500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人取扱作業職員	1件当たり 3,000円

○ 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	2,047千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	102千円
支給実績（平成23年度決算）	1,786千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	94千円

○ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 13,000円 2. 配偶者以外 1人につき 6,500円 (配偶者がいない場合はそのうち1人について11,000円) 3. 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき 5,000円加算	同		3,167千円	226,179円
住居手当	1. 借家、借間居住者 27,000円を限度に支給 2. 持家居住者 2,500円 新築等の日から5年を経過する間に限る	異	持家居住者への支給	1,551千円	221,557円
通勤手当	1. 交通機関利用者 運賃相当額 最高 55,000円 2. 交通用具使用者 片道2km以上 2,000円 ~最高 24,500円	同		1,100千円	57,932円
管理職手当	1. 部長 給料月額×100分の12 2. 次長 給料月額×100分の11 3. 課長級 給料月額×100分の10 4. 課長補佐及び室長補佐 給料月額×100分の8 平成19年4月から、それぞれ20%減額	異	定率制 (国は定額制)	729千円	364,356円
管理職員特別勤務手当	勤務1回につき 1. 部長級 8,000円 2. 課長級 6,000円 3. 課長補佐級 4,000円	同		35千円	17,500円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等（平成25年4月1日現在）

1日の勤務時間	1日の執務時間の割り振り	
	執務時間	休憩時間
7時間45分	8:30～17:00	12:15～13:00

1週間の勤務時間	週休日・休日
38時間45分	週休日：土曜日・日曜日 休日：祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

(注) 公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員（保育所、図書館等に勤務する職員）については、上記とは異なります。

(2) 休暇等の概要（平成25年4月1日現在）

区分	内容
年次有給休暇	1年につき最高20日間付与され、前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病気休暇	負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	結婚、出産その他特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成24年1月1日～平成24年12月31日）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	取得率
12,066日	3,814日	315人	12日1時間	31.6%

(注) 全対象職員とは、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの全期間を在職した一般職員をいい、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、退職の事由がある職員を除きます。

(4) 介護休暇の取得状況

平成24年度においては、介護休暇取得者はありませんでした。

(5) 育児休業の取得状況（平成24年度の新規承認者）

育児休業とは、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

(単位：人)

区分	取得者数	承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性							
女性	6		2	1	2		1
計	6		2	1	2		1

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成24年度）

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

(単位：人)

処 分 事 由	降給	降任	休職	免職	合計
勤務成績が良くない場合					
心身の故障の場合			13		13
職に必要な的確性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
合 計			13		13

(2) 懲戒処分の状況（平成24年度）

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。

(単位：人)

処 分 事 由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合					
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合					
合 計					

(3) 職員のサービスの状況

職員にはサービス及び身分上の義務が地方公務員法によって規定されています。主な義務は以下のとおりです。なお、職務専念義務と営利企業等への従事制限については、条例・規則等で定める一定の条件のもと、免除又は許可を行うことができます。

サービス及び身分上の義務 (地方公務員法)	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限
--------------------------	---

5 職員の研修の状況（平成24年度）

区 分		研修名又は概要	受講者数
庁 内 研 修		人事考課目標設定所属別フォロー研修	108人
		人事考課所属別フォロー研修	99人
		組織マネジメント研修	132人
		女性職員研修	146人
		情報基盤整備に関する研修	32人
		人権・同和研修	613人
派 遣 研 修	市町村職員中央研修所	市町村税徴収事務研修等	7人
	全国市町村国際文化研修所	法令実務研修等	8人
	福岡県市町村職員研修所	法制執務基礎研修等	48人
	日本経営協会	女性リーダーのためのエンカレッジ研修等	8人
	人権・同和問題関連研修	人権啓発研究集会等	3人
	その他	自治体債権回収研修等	32人

6 職員の福祉等の状況

(1) 職員の定期健康診断の状況（平成24年度）

区 分	実施日	受診者数
定期健康診断	平成24年8月28日 ～ 10月19日	427人

(2) 公務災害の発生状況（平成24年度）

区 分		発生件数
公 務 災 害	職務遂行中の負傷	5件
	職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷	
	出張中の負傷	
	レクリエーション参加中の負傷	
	その他の行為中の負傷	
通勤災害		

(3) 職員厚生会の状況

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、嘉麻市職員厚生会を設置し、会員（職員）間相互の親睦、保健、スポーツ振興などの事業を行っています。

区分	内 容																																			
会員数	456人（平成24年4月1日現在）																																			
運営費	会員からの会費及び市からの補助金																																			
会費率	給料月額の4/1000																																			
補助率	会員給料総額の4/1000																																			
運営費収支の状況	平成24年度嘉麻市職員厚生会決算																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">収入</td> <td>会費</td> <td>7,201,721円</td> </tr> <tr> <td>市からの補助金</td> <td>7,159,666円</td> </tr> <tr> <td>給付金</td> <td>5,660,000円</td> </tr> <tr> <td>前年度繰越金</td> <td>7,901,826円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,783円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">収入合計 A</td> <td>27,924,996円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">支出</td> <td>親睦会費</td> <td>536,975円</td> </tr> <tr> <td>各助成金</td> <td>1,068,000円</td> </tr> <tr> <td>給付金</td> <td>5,789,885円</td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td>12,410,154円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>913,805円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">支出合計 B</td> <td>20,718,819円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">収支差引き（翌年度繰越金） A-B</td> <td>7,206,177円</td> </tr> </tbody> </table>	項目		金額	収入	会費	7,201,721円	市からの補助金	7,159,666円	給付金	5,660,000円	前年度繰越金	7,901,826円	その他	1,783円	収入合計 A		27,924,996円	支出	親睦会費	536,975円	各助成金	1,068,000円	給付金	5,789,885円	負担金	12,410,154円	その他	913,805円	支出合計 B		20,718,819円	収支差引き（翌年度繰越金） A-B		7,206,177円
	項目		金額																																	
	収入	会費	7,201,721円																																	
		市からの補助金	7,159,666円																																	
		給付金	5,660,000円																																	
		前年度繰越金	7,901,826円																																	
		その他	1,783円																																	
	収入合計 A		27,924,996円																																	
	支出	親睦会費	536,975円																																	
		各助成金	1,068,000円																																	
給付金		5,789,885円																																		
負担金		12,410,154円																																		
その他		913,805円																																		
支出合計 B		20,718,819円																																		
収支差引き（翌年度繰越金） A-B		7,206,177円																																		
○親睦会																																				
○レクリエーション助成																																				
○スポーツサークル等助成																																				
○慶弔等給付金																																				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚祝金 60,000円又は30,000円 ・ 退職記念品料 5,000円～100,000円 ・ 出産祝金 30,000円 ・ 入学祝金 20,000円又は10,000円 ・ 死亡弔慰金 20,000円～500,000円 ・ 入院見舞金 50,000円又は20,000円 ・ 銀婚祝金 60,000円 ・ 無給会員給付金 1月：100,000円 ・ 育児休業援助金 1月：40,000円 ・ 介護休業援助金 1日：4,000円 ・ 勤続祝金 10,000円～30,000円 ・ 無受給会員特別給付 10,000円 ・ 還暦、長寿祝金 10,000円・20,000円・30,000円 																																				
主な事業																																				

7 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他勤務条件に関して、市当局から適当な措置がとられるよう、公平委員会に要求することができます。

平成24年度における措置要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒処分など、その意に反する処分を受けた場合には、公平委員会に不服申立てができます。

(単位：件)

区分		係属件数			処理件数						翌年度 への 繰越 A-B	
		前年度 からの 繰越	当年度 提起	計 A	却下	取下	打切	棄却	認容			計 B
								処分 承認	一部	全部		
分 限	降給											
	降任											
	休職											
	免職											
懲 戒	戒告											
	減給											
	停職	1		1		1					1	
	免職											
その他												
計		1		1		1					1	